

九州大学総合研究博物館協力研究員の受入に関する内規

第1条 この内規は、九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という。）の業務に協力する協力研究員（以下「研究員」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。

第2条 この内規において「協力研究員」とは、博物館の業務支援のため協力を申し出た学外者をいう。

第3条 学外者とは、原則として次の者をいう。

- 1 国立、公立及び私立の教育研究機関に所属する、又は所属した教育職員及び研究者。
- 2 学術標本の調査、収集、整理、保存、公開展示等について専門知識を有する者。

第4条 受入れを希望する研究員は、博物館の専任教員及び兼任教員が所定の申請書により、博物館長に申し出るものとする。

第5条 博物館長は前項の申請を受け入れた場合、運営委員会に報告するものとする。

第6条 研究員は任期を定めないものとする。

第7条 博物館長は、研究員が博物館における業務を継続することが不相当と認めたときは、その職務を解くことができる。

第8条 研究員は、博物館の諸規定に従い、博物館を利用するものとする。

第9条 研究員の受入れは、随時、これを行うことができる。

第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会で決定する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。